

# 第3章

施策の展開

## 第3章 施策の展開

### 基本目標1 市民相互が気付き合い、つながることができる仕組みづくり

市民アンケート調査では、困りごとや相談が必要なときに頼みたい相手は家族・親族など身近な人が多くなっていますが、困りごとを自身で相談できる人や家族が相談できる人ばかりではありません。自身では相談できない方や、その困りごとをどう相談していいかわからない方、また、困っていることにすら気がつかない方など様々です。アンケート結果では、困りごとを頼める人がいない・頼むつもりはないという回答が約6%を占め、孤立や孤独と考えられる層の存在も見えてきました。

地域に暮らす方が更につながる仕組みを構築することで、課題に対して早期に対応することができます。

#### 施策1-1 地域組織、団体の支援

市内には、社会福祉協議会と6つの地区民生委員児童委員協議会、13地区の自治会連合会、180を超える自治会があり、その他、28の地区社会福祉協議会、老人クラブなど、その全ての団体がそれぞれの目的に沿って、その地域に暮らす方々の助け合いの活動、住民主体の活動、防災、防犯、親睦、環境、健康づくりなどの重要な基盤を担っています。

地域の見守る力、気付く力、そしてつながる力が向上するためには、上記のような地域組織、団体の活動が極めて重要です。

一方で、民生委員児童委員、自治会など地域福祉活動のなり手や新たな担い手の発掘は、どの地域においても課題となっています。継続して地域福祉に関わる人材を確保し、育成していく必要があります。

取組

- ・地域組織、団体それぞれの活動の強みを生かし、また充実させるため、活動場所、助成金及び情報等、必要な支援策の提供に努めます。
- ・地域福祉に関わる人材の確保、育成に努めます。
- ・新たな地域福祉活動の立ち上げや、地域福祉活動の継続に資する支援策の提供に努めます。

### 施策1-2 団体間連携の強化

社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、自治会連合会、自治会などが、更にお互いの力を引き出すためには、その団体ごとの役割を互いに認識し、相互に連携する体制が求められます。

地域では、これら地域組織、団体の他にも、特定のテーマや課題に焦点を当てて、その解決に取り組むボランティアグループや趣味のサークルなど、様々な団体が活動しています。こうした団体の活動区域は多様で、決められた区域にとどまらず、市域全体にわたることもあります。

地域の見守る力、気付く力、そしてつながる力を更に強固なものにするために、地域組織、団体が対応すべき課題に合わせて柔軟に連携する必要があります。

#### 取組

- ・活動範囲や規模、高齢者、障がい者、子ども、若者等の分野を問わず、様々な団体が社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、自治会と互いにつながり連携することの重要性やメリットを周知します。
- ・高齢者、障がい者、子ども、若者等の各分野で活動している様々な団体が、分野を越えて連携することの重要性やメリットを周知します。

### 施策1-3 見守り・早期発見の仕組み

様々な地域組織、団体が、子どもの見守りのためのパトロール活動、高齢者の見守り活動など、地域主体の見守り活動を進めています。

また、民生委員がひとり暮らし高齢者を訪問し、市は定期的に民生委員から報告を受け、状況の把握に努めています。

地域には、社会的孤立や生活困窮、既存の制度だけでは解決が困難な課題があります。こうした課題を含めて、地域に潜在している生活課題は多くあるため、早期に発見して対応していくことが重要です。

これまでの取組を生かしながら、地域主体の活動を促進するとともに、穏やかな見守りを更に啓発することで、地域での気付きの輪を広げる必要があります。

#### 取組

- ・民生委員によるひとり暮らし高齢者の訪問活動及び長寿のお祝いに関する案内の配布を通じて、地域と高齢者をつなぐ事業を引き続き実施します。
- ・家族や近所の人等、周囲の人の変化に気付き、身近な支援機関や支援者、行政等につなげる大切さを幅広く市民に周知します。
- ・困りごとを抱えている人を支援につなげるための相談窓口（関係機関）を周知します。
- ・支援が必要な人だけでなく、その予兆がある人を受け止め必要な支援につなげることの必要性を周知します。

### 施策1-4 幅広い市民参加と継続的な参加の促進

アンケートの中でも、地域福祉活動の中で困ったこと、苦勞したことの中に時間的負担が大きいとあることから、働き方の変化や、時間の制約により、活動に困難さを感じていることがうかがえます。

一方で、支え合う活動の中で必要だと思うものの中には、災害時に支え合う活動や、高齢者の生活を支援する活動、自治会の活動との認識はアンケートにも表れているため、忙しい世代がどうしたら地域活動に参加できるか、改めて考える必要があります。

また、地域活動に参加したくないと答えている人の理由としては、時間の都合や、体力的に難しい、きっかけがないとする回答が多く見られます。

工夫次第では、地域福祉活動に多様な世代の方の参加が期待できることから、地域での活動の在り方を考える必要があります。

また、子どもの頃から切れ目なく地域でつながり、多様な世代と交流できるような場や機会を広げていくことが必要です。

取組

- ・ 様々な人が地域福祉活動に興味を持ち、参加しやすい活動が実施できるよう啓発します。
- ・ 防災訓練、美化活動等の地域福祉活動を通じて、地域住民同士が顔を合わせ交流できるよう啓発します。
- ・ 地域への参加の在り方も人により異なることから、多様な価値観に合わせた仕掛け、選択肢の必要性を伝えます。
- ・ 就学前も含め、子どもの頃から地域とつながる機会を増やすだけでなく、親世代や親と子、就労世代や退職後の方等と一緒に参加し、継続して地域とつながりを持つことの必要性を伝えます。
- ・ 継続した活動や新たな活動に対応するため、既存の助成金の活用や活動を実施する上でのノウハウ等を提供します。

### 施策1-5 多様性の理解の促進

同じ地域の住民同士が立場や背景を越えて、お互いの存在を理解し受け入れる意識や抱えている課題を受け止めていく意識を一層高めていくことが大切です。

取組

- ・ 年齢や障がい、また、様々な立場や背景を踏まえて、地域一人ひとりがお互いを認め合えるような多様性の理解を促進します。
- ・ 様々な人が地域の中で交流し、対等で緩やかなつながりを持つことを促進します。
- ・ 小学生、中学生を中心に、広く市民が参加できる福祉啓発活動を実施します。

### 施策1-6 地域の多様な主体同士の連携強化

施設や企業との連携によるフードバンクを始めとした食支援等が取り組まれるようになってきています。今後も複雑、多様化する地域の課題を早期に発見して支援につなげ、住民の生活を地域で支えていくために、社会福祉法人、福祉事業所、企業、NPO法人、ボランティア、学校、医療機関等、地域の多様な主体がそれぞれの役割や特徴を最大限に発揮しながら、連携・協働していく必要があります。

#### 取組

- ・日頃の活動を通して地域の多様な主体が地域住民等の変化に気付くという意識を広めることの必要性を啓発します。
- ・地域の多様な主体が、それぞれの強みを生かし、連携できるきっかけづくりや、地域における連携に関するニーズの把握に努めます。
- ・ボランティア等による学習支援、子どもの居場所づくり等生活課題の解決に向けた取組を通じて、人々がつながり困りごとの相談に結び付くよう支援します。

### 施策1-7 地域の枠組みを認識した取組

市では、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために、住み慣れた地域を「日常生活圏域（圏域）」として6圏域を定め、それぞれの圏域ごとに地域福祉を推進しています。そして、その6圏域の中にそれぞれ地域包括支援センターを設置しています。

市内には13地区の自治会連合会と180を超える自治会があり、さらに11小学校区と6中学校区、28地区社会福祉協議会が設置されていますが、新たな開発によりどの単位自治会にも属していない地域や、地区社協が設置されていない地域もあります。一方で、6つの地区民生委員児童委員協議会はおおむね6圏域と合致しています。

地域課題に対して、市民、地域組織、団体、社会資源、行政が、一体的に解決に当たるため、地域の枠組みを認識する必要があります。

#### 取組

- ・それぞれの地域組織、団体が、地域の枠組みを認識しながら地域課題を話し合える環境づくりに努めます。
- ・関係機関の連携強化や組織間の連携を促進します。

### 施策1-8 地域の在り方に関する関係部署の合意形成

地域には、高齢者、障がい者、子どもなどに関する様々な団体が活動しており、その団体を関係部署が支援しています。そして、その団体に様々な協力を求めながら、地域との協働のまちづくりを推進しており、関係部署が地域や活動団体に求める内容・取組に対する考え方も様々です。この中で、関係部署が地域や活動団体に協力を求める際に、求める内容の重複や、地域・団体の負担感の増加につながることは避ける必要があります。

このような現状を関係部署が認識し、様々な考え方があるということを通認識として持つ必要があります。

取組

・関係部署の連携を促進し、地域に対する考え方の合意形成に努めます。

### 施策1-9 社会福祉協議会に関する関係部署の合意形成

社会福祉協議会は、自治会や民生委員児童委員、高齢者、障がい者、子どもなど地域で活動する方やボランティア、企業や行政、団体との協議の場をつくり、豊富な社会資源がつながる機会をつくることを目的に活動しています。

また、市の様々な部署が事業を委託し、その事業の実施には欠かせない存在です。

より効果的な社会福祉協議会の活動に資するため、社会福祉協議会の取組や、関係部署の社会福祉協議会に対する考え方等を共通認識として持つ必要があります。

取組

・関係部署の連携を促進し、社会福祉協議会の取組や社会福祉協議会に対する考え方の合意形成を目指します。

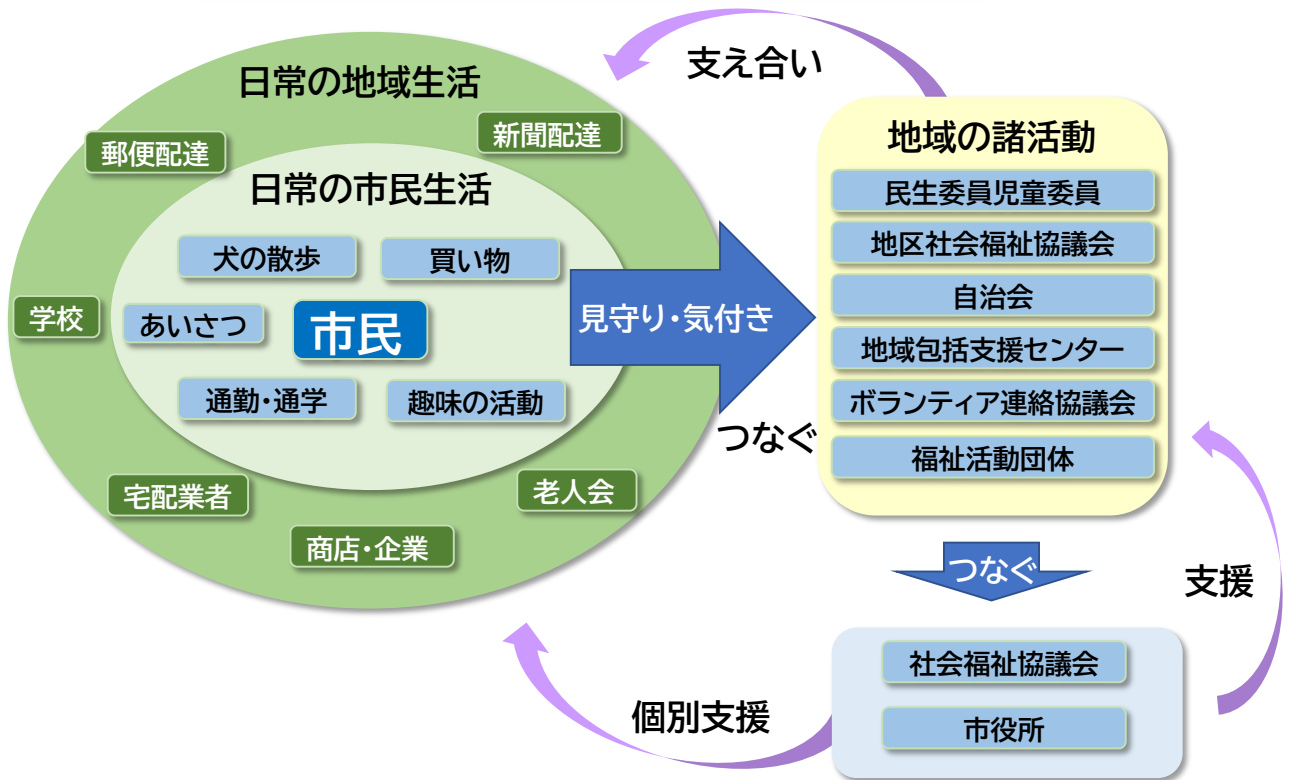
### 施策1-10 地域の中で地域住民が連携し支え合う仕組みづくり

施策1-1から施策1-9を踏まえ、地域組織、団体を支援することで、お互いに見守り合い、気付き合い、つながり合い、地域の住民が困りごとや悩みに気付く側、気付かれる側、支える側、支えられる側のどちらにもなるという環境づくりを推進する必要があります。

取組

・見守り合い、支え合いの意識の醸成を目指し啓発します。

見守る・気付く・つなぐ・支える（地域福祉の構造）



## 基本目標2 地域福祉を支える体制づくり

市民相互の見守り合いや気付き合いを通じて、地域とつながった困りごとや悩みは、行政・関係機関の適切な個別支援につながる必要があります。さらに、アンケート結果から、地域に暮らす方々が地域の活動に求めているのは、災害時に支え合う活動、高齢者の生活を支援する活動の割合が高くなっています。

支え合う活動を活発にするために地域に必要とされているのは、人材の育成、情報提供、活動拠点の整備等であり、これらは地域福祉の土台づくりとして公的な支援が必要です。

また、新たな福祉課題として、認知症、精神障がい等により、自分ひとりで判断することが困難な方への権利擁護に関する支援も必要です。

さらに、現在、日本の刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、検挙人員に占める再犯者の比率は上昇傾向にあります。犯罪をして、更生した方が地域の一員として社会復帰しやすい地域環境づくりが必要です。

### 施策2-1 対象を限定しない相談窓口の充実

地域の見守りで気付きのあった案件を受け止め、適切な支援策につなげる仕組みを構築することが必要です。

このため、対象者の属性を問わず相談を受け止める「断らない相談支援」を基本として、窓口となる地域組織、団体の連携、個別支援を担う関係部署が連携することで重層的な支援を実現する必要があります。

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象を限定しない相談窓口を充実させます。</li> <li>・どこに相談しても必要な機関につながる体制を引き続き実施します。</li> <li>・困りごとがある個人や世帯が、自ら声を上げやすいよう、相談体制を充実させます。</li> <li>・困りごとがある個人や世帯に対し、関係部署が連携し、必要に応じて重層的な支援を実施します。</li> </ul>
----	---

### 施策2-2 情報提供体制の充実

地域が求めている情報を的確に伝えることが必要です。このため、広報紙、市ホームページ等あらゆる媒体を活用し、提供する体制が必要です。

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報媒体を積極的に活用するとともに、地域が求める情報の把握に努めます。</li> <li>・家族や近隣住民、周囲の人の変化に気付き、行政、関係機関、民生委員児童委員等につなげることの大切さを市民に伝えます。</li> </ul>
----	--



### 施策2-3 防災・減災に向けた助け合いの仕組みづくり

地震や近年の大規模化する風水害等の自然災害の発生により、行政の防災対策に加え発災時の地域での防災体制が重要になっています。

このため、福祉避難所の整備など行政による災害対策に加え、避難行動要支援者への支援体制づくり、自主防災組織の強化などを進める必要があります。

#### 取組

- ・災害時避難行動要支援者名簿の整備、普及に努めます。
- ・災害時避難行動支援等を通じた、災害時だけでなく平時における地域主体の見守り活動の普及に努めます。

### 施策2-4 権利擁護の充実・成年後見制度の利用促進（座間市成年後見制度利用促進基本計画）

高齢者、障がい者、児童への虐待の防止や早期発見、相談、孤立している方や生活困窮者への支援、認知症や重度障がいを抱える方の日常生活自立支援や成年後見制度の活用といった適切なサービス確保や権利擁護の充実が求められています。

早期発見に向けて、地域の見守り合い、気付き合い、支え合いが重要ですが、地域の気付きに的確に対応できる支援体制の構築が早急に求められています。

#### 取組

- ・虐待防止に関する取組を推進します。
- ・自立支援に関する相談、支援体制を充実させます。
- ・成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画方針に基づき、成年後見制度の利用を促進します。

#### <成年後見制度の利用促進について>

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等により、自分一人で判断することが困難な方について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り支援する制度です。

国では、平成28年5月、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）を施行し、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画（以下「国基本計画」という。）を策定しました。

成年後見制度利用促進法第14条第1項では、市町村の講ずる措置として、市町村は国基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めることとされています。

また、国基本計画では、計画策定に加え、市町村に対し、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の設置等に努めることを求めています。

### 方針1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

#### ○地域連携ネットワーク

権利擁護を必要とする方が、本人らしい生活を守るための制度として、成年後見制度を利用できるように「権利擁護支援の必要な方の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」を目指します。

また、本人、後見人等を保健・福祉・医療・地域等の関係者と司法等が連携し、適切に必要な支援につなげる体制を整備していきます。

#### ○中核機関

地域連携ネットワークの中核となる機関のことを指し、本市における成年後見制度等の相談窓口として設置を目指します。設置後は次に示す役割を段階的に整備していきます。

#### 中核機関の役割

広 報	パンフレット作成、配布、研修会の開催等、普及と啓発を行います。
相 談	相談体制を強化します。相談を受ける中で、必要な支援につなげます。
制度利用促進	市民後見人の育成や受任調整を行います。
後見人支援	市民後見人や親族後見人等を支援します。

### 方針2 チーム・協議会の在り方

#### ○チーム・協議会

本人に身近な親族、福祉、医療、地域等の関係者や成年後見人等が連携し、日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握する「チーム」や、法律、福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域等の関係機関や既存の会議等が連携するための合議体である「協議会」の在り方等について検討します。

### 方針3 成年後見制度の利用支援

#### ○市長申立て

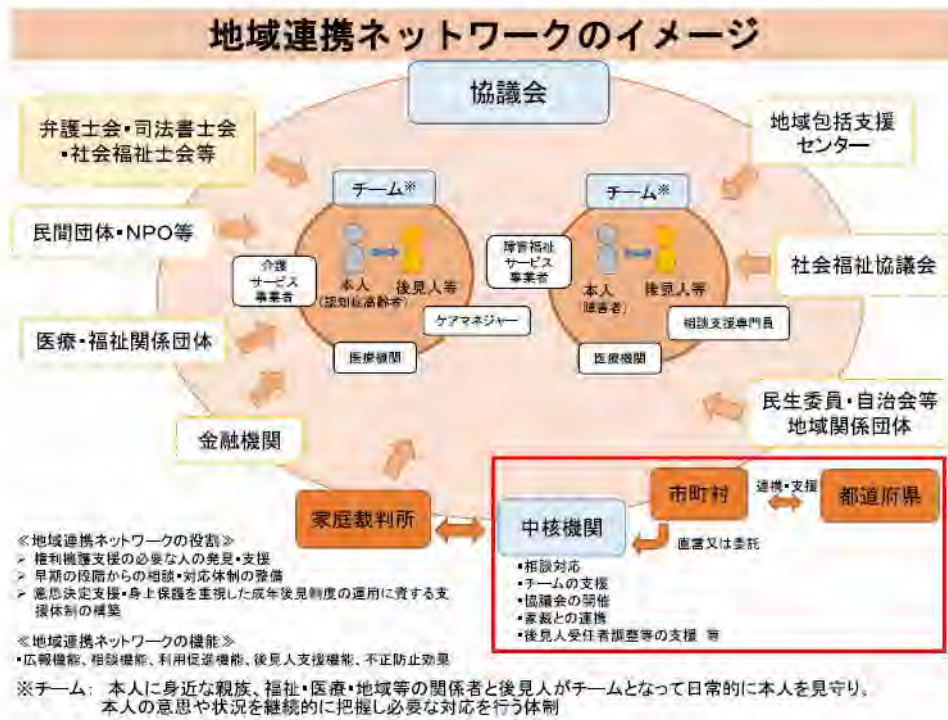
判断能力が不十分な方が、成年後見人等を必要としている状況にもかかわらず、本人や親族等が申立てをすることが難しい場合、市長が家庭裁判所に申立てます。

#### ○申立て費用・報酬助成

成年後見制度を利用した方で、その費用負担が困難な方に対し、申立て費用や成年後見人等に対する報酬費用を助成します。

#### ○後見人支援

家庭裁判所との連携を強化し、受任後の成年後見人等への活動支援ができるよう体制を整えます。

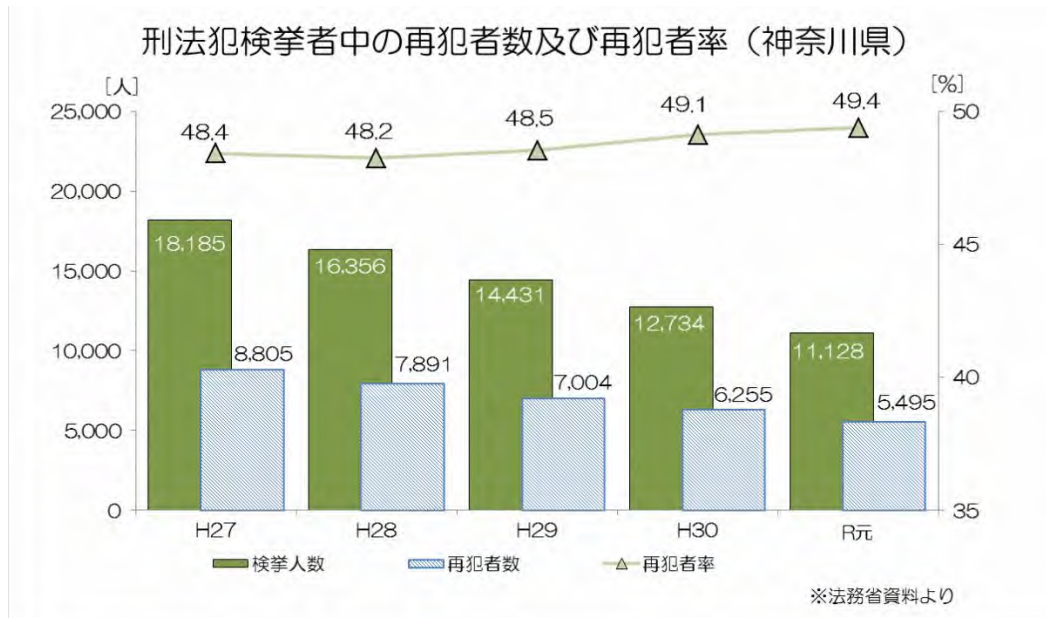


出典：内閣府資料

### 施策2-5 再犯防止の取組（座間市再犯防止推進計画）

刑務所や少年院の出所者の中には、高齢や障がいなどの理由から福祉的な支援が必要な人や、住居や就労先がなく生活が不安定といった様々な理由から社会復帰できず、再び犯罪に手を染める人が多くなっています。

安全・安心な地域社会づくりに寄与するため、犯罪をした人等の社会復帰支援を促進し、再犯防止の取組を推進する必要があります。



取組

- ・ 保護司確保に向けた支援及び保護司会との連携強化  
 犯罪や非行をした人の立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪、非行を予防する活動を行っている保護司の活動を支援します。また、成り手不足が深刻化している保護司の確保に向けて保護司会との情報共有や連携を強化します。
- ・ 生活困窮者支援  
 生活困窮者自立支援制度を活用し、「断らない相談支援」を通じて生活困窮に陥った方に対する包括的な支援を進めます。
- ・ 福祉や医療に関するサービスの利用促進  
 必要な人に対して適切な支援が行われるよう、関係機関と連携し、保健医療・福祉サービスの利用促進を進めます。
- ・ 非行の防止、立ち直り支援のための関連機関との連携  
 悩みや心配ごとなどの相談を、必要に応じて専門機関につなぎ、地域全体で青少年を見守り、健やかな成長を支えます。
- ・ 再犯防止に関する取組の周知と意識の啓発  
 犯罪や非行の防止と犯罪や非行に陥った人たちの更生を支援する取組である「社会を明るくする運動」などを通じて、再犯防止に関する地域での理解促進に取り組みます。
- ・ 座間市“社会を明るくする運動”推進委員会における活動の活性化  
 構成団体間の連携を促進するとともに、更生保護に関する活動への積極的な参加を働きかけます。

施策2-6 防犯、安全のための連携強化

地域には、福祉の課題以外にも、振り込め詐欺や悪質商法、道路、交通、生活環境などの様々な課題があります。防犯、安全のための環境整備や、ユニバーサルデザイン<sup>2</sup>、バリアフリーなどの推進のため、関係部署・関連施策との連携に努める必要があります。

取組

- ・ 関係部署及び関連施策との積極的な連携に努めます。

<sup>2</sup> 年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰にとっても利用しやすく施設や製品をデザインするという考え方